

7 議案第100号関係

青森県市町村総合事務組合規約 新旧対照表 (抜粋)

変更案		現行	
別表第二(第三条関係)		別表第二(第三条関係)	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
一 九 略	一 九 略	一 九 略	一 九 略
十 市町村税等の滞納整理に関する次の事務	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、 三沢市	十 市町村税等の滞納整理に関する次の事務	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、 三沢市 、つ
イ 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金並びに農業災害補償法(昭和三十二年法律第八十五号)第八十七号の二第三項及び第八項の規定に基づき徴収する共済掛金等延滞金並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務	つ 市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村	イ 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金並びに農業災害補償法(昭和三十二年法律第八十五号)第八十七号の二第三項及び第八項の規定に基づき徴収する共済掛金等延滞金並びに国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務	がる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への選付に関する事務		ロ イの滞納処分に係る徴収金の当該市町村への選付に関する事務	
ハ その他納税の普及徹底に関する事務		ハ その他納税の普及徹底に関する事務	
略	略	略	略